

共生型サービスとは

日本社会事業大学社会福祉学部 准教授

菱沼 幹男



共生型サービスは2019年4月1日から新しく創設された制度です。これによってひとつの事業所で、高齢者の方や障害者の方も一緒に訪問や通所のサービスを利用できるようになりました。

この制度の目的の一つは、障害者の方が高齢になっても継続して同じ事業所のサービスを利用できるようにするためです。これまでは介護保険制度が優先されるため、障害者対象の事業所でサービスを利用していた方が65歳になると、いままでの事業所でサービスを利用することができなくなり、介護保険の事業所を利用せざるをえませんでした。そうすると、せっかく通い慣れた場所に通えなくなったり、自分のことをよく理解してくださっているヘルパーや相談員ではなく、新たに他の方々をお願いしなくてはなりません

でした。また、利用できるサービスが必ずしも同じく担保されるわけではなく、地域によってはかわってしまう場合もありました。

二つ目には、限られた福祉の人材を有効に活用できるようにすることです。過疎地や事業所が少ない地域では、介護保険の事業所はあっても、障害者の事業所はないため、障害者の方々が近隣市町の事業所を利用することがありました。そのため介護保険の事業所を障害者の方々も利用できるようにすると遠方の事業所を利用しなくてもすむようになります。

しかし、課題もあります。一つには職員の専門性の確保の問題です。この専門性を高めていくためには、すでに専門性がある方々との協働が大切になります。

また、利用される方の状況に応じて必要な研修を実施していくことが望まれます。

二つ目には、提供するサービス内容の担保です。まずは、一人ひとりのプログラムがあり、それが共通する場合には一緒に時間を過ごせるようにするという考え方が大事です。また、一人ひとりの自己実現につながるプログラムも大切であり、さらに障害者の方々や子ども達にとっては、社会で生活するにあたって、必要な力を身に付けていくための時間も大事です。

三つ目は、利用者同士の関係性です。共生型サービスにおいても、お互いの障害特性の理解や適切な支援、環境整備等、多様な配慮が求められ、単に一緒に過ごせばいいというのではないということです。年齢や障害にかかわらず、必要な配慮を互いに学びあい、一緒に考えるような機会をつくってもいいと思います。

最後に、この事業を今後進めていく上で大事なことは、このサービスを必要とする人がどれくらいいるのかを丁寧に把握していくことです。共生型サービスとして求められることは、その地域で暮らしている人々の状況によって異なります。たとえば、近くに

障害者福祉のサービスがなく遠方の事業所を利用している方々や、障害者の事業所を利用して近々65才になる方々、高齢の親と同居している障害者の方々はどのくらいいるのか、またこれらの方々はどのような障害があるのか等、暮らしの実態を丁寧に見ていくと、共生型サービスとして求められることが見えてきます。

さらに、地域ニーズに応えるプログラムをつくっていくという視点も大切です。これは、デイサービスの中だけで完結するのではなく、地域住民が求めていることとつなげていくプログラムを考えていくことです。たとえば、商工会や農家等と共同して中間的な就労の場をつくっている地域もあります。中間的な就労というのは一般就労と福祉的就労の間のことであり、最低賃金以上での雇用で求められる仕事までできないが、ちょっとしたお手伝いならばできるという場合、状況に応じた賃金や条件で働けるようにすることです。地域ニーズに応じていくことで、サービスの利用者という立場ではなくて、地域の担い手になっていける可能性があります。この共生型サービスをきっかけにして、新たなプログラムを生み出していただけたらと思います。

中部	通所介護そら
運営法人	(特非)清水障害者サポートセンターそら
所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町219-18
TEL	054-366-7782
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	生活介護
人数	20名
事業開始年月日	平成30年6月1日

中部	デイサービス榛南
運営法人	(株)オール看護榛南
所在地	〒421-0421 牧之原市細江3205-1
TEL	0548-24-0113
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	生活介護
人数	30名
事業開始年月日	平成31年4月1日

中部	西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」
運営法人	(有)池ちゃん家・ドリームケア
所在地	〒425-0077 焼津市五ヶ堀之内530-3
TEL	054-620-6477
介護保険上の指定	看護小規模多機能型居宅介護事業所
障害福祉の指定	短期入所
人数	1名
事業開始年月日	令和元年11月1日

中部	吉田町社会福祉協議会 デイサービスセンターはあとふる
運営法人	(福)吉田町社会福祉協議会
所在地	〒421-0303 榛原郡吉田町片岡795-1
TEL	0548-33-2423
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	生活介護
人数	3名
事業開始年月日	令和元年5月1日

西部	デアコニア・デイサービス/ショートステイ
運営法人	(福)デンマーク牧場福祉会
所在地	〒431-1311 袋井市山崎5902-167
TEL	0538-23-0380
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	生活介護 短期入所
人数	5名
事業開始年月日	平成31年4月1日

西部	聖隷デイサービスセンター三方原
運営法人	(福)聖隷福祉事業団
所在地	〒433-8105 浜松市北区三方原町509-1
TEL	053-482-9011
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	自立訓練
人数	5名
事業開始年月日	平成30年10月1日

西部	きくがわデイサービスぎおんの里
運営法人	(福)菊川市社会福祉協議会
所在地	〒439-0005 菊川市潮海寺2948-2
TEL	0537-28-7000
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	生活介護
人数	30名
事業開始年月日	平成31年3月1日

西部	聖隷トライサポート和合
運営法人	(福)聖隷福祉事業団
所在地	〒433-8125 浜松市中区和合町555
TEL	053-478-0800
介護保険上の指定	通所介護事業所
障害福祉の指定	自立訓練
人数	60名
事業開始年月日	令和元年8月1日